

B 地区藤沢自治会自主防災隊規定 (災害時対応)

(目 的)

第 1 条 本規定は湘南ライフタウン B 地区藤沢自治会自主防災組織規程の「第 1 条」に基づき、地震等が発生したときの B 地区藤沢自治会自主防災隊の活動について規定する。
災害時は「B 地区藤沢自治会災害対策隊」として活動する。

(所在地)

第 2 条 災害対策本部は、湘南ライフタウン B 地区自治会集会所に置く。
災害時は、その状況によって場所を変更する場合がある。

(組 織)

第 3 条 災害対策組織は、B 地区藤沢自治会区域に居住する者で組織する。
災害時は平常時の呼称を次の様に読み変える。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 災害対策組織 | 平常時の (自主防災組織) |
| (2) 災害対策隊 | 〃 (自主防災隊) |
| (3) 災害対策本部 | 〃 (自主防災隊本部) |

(活動内容)

第 4 条 災害対策隊は、自主防災組織規程の第 4 条(事業)に基づき活動する。
当自治会は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- (1) 藤沢市が震度 5 弱以上の地震による揺れを生じることが予測された場合、または防災無線等の連絡で震度 5 弱以上の揺れを確認した場合は自動的に集合する。
- (2) 当自治会で火災が発生した場合、又は近隣で発生した火災で延焼の可能性がある場合に設置する。
- (3) 当自治会が大型台風の影響を受ける恐れがある場合、また被災した場合に設置する。
- (4) その他、防災隊長 (自治会長) が招集した場合とする。

(構 成)

第 5 条 災害時の災害対策隊の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 隊 長 | (1 名) |
| (2) 副隊長 | (複数名) |
| (3) 顧 問 | (複数名) |
| (4) 事務局 | (複数名) |
| (5) 各班の構成 | |
| 1) 情報班 | (正副班長及びスタッフ複数名) |
| 2) 消火班 | (正副班長及びスタッフ複数名) |
| 3) 救出・救護班 | (正副班長及びスタッフ複数名) |
| 4) 工作班 | (正副班長及びスタッフ複数名) |
| 5) 避難・誘導班 | (正副班長及びスタッフ複数名) |
| 6) 給食・給水班 | (正副班長及びスタッフ複数名) |

7) 避難行動要支援者対応班 (正副班長及びスタッフ複数名)

(自主防災隊員の選出)

第6条 災害時の災害対策隊員の選出は「自主防災隊員選出要領」による。

(自主防災隊員の代行)

第7条 自治会長と防犯防災部長は滝の沢小学校避難施設が開設された場合は、避難施設運営委員として避難施設の運営に携わる。

この為、隊長と副隊長の代行者を選出する順位を定める。

- (1) 筆頭副隊長の代行は他の副隊長が務める。
- (2) 自治会長は代行の隊長を次の順番で選出し、任命する。

選出順番

- 1 番 副隊長 (複数の副隊長から互選とする。)
- 2 番 顧問 (複数の顧問から互選とする。)
- 3 番 情報班長
- 4 番 消火班長
- 5 番 救出・救護班長
- 6 番 工作班長
- 7 番 避難・誘導班長
- 8 番 避難行動要支援者対応班長
- 9 番 給食・給水班長

これ以降は、複数の副班長から互選とする。

(災害対策組織の編成及び任務分担)

第8条 災害対策組織の編成及び任務分担は次のとおりとする。

- ・本組織は、平常時に編成された自主防災組織を基本とする。
- ・災害発生時は駆けつけた隊員から順次、災害対策組織に編入する。
- ・各隊員は即行動を必要とする班から優先的に、順次割り当てることとする。

(1) 災害対策本部

- 1) 災害対策組織の統括機関として、人的及び物的被害の発生、拡大の防止、その他必要事項を統括する。
- 2) 本部班
隊長の指揮下で、組織を統括して全組織への業務指示・指揮を行う。
各班の調整等、災害の発生状況に即応して、必要な活動を行う。

(2) 隊長

- 1) 災害対策隊を代表し、隊務を統括する。
- 2) 滝の沢小学校避難施設が開設された場合は、避難施設運営委員として避難施設の運営に携わる。

(3) 副隊長

- 1) 隊長を補佐し、隊務を遂行する為に災害対策本部の組織運営を統括する。
- 2) 滝の沢小学校避難施設が開設された場合は、避難施設運営委員として避難施設の運営に携わる。(筆頭副隊長)
- 3) 地域の関係団体及び近隣自治会との連携、協力に関する協議等の窓口を担当する。

(4) 顧問

- 1) 災害対策本部で隊長・副隊長を補佐、支援をする。
- (5) 事務局
 - 1) 災害対策活動に関する記録作成・保管、防災倉庫の鍵の管理、災害対策活動に関わる全ての出納業務を行う。
- (6) 情報班
 - 1) 住民の安否確認を実施する。
 - 2) 地震・余震等の発生情報の収集・伝達を実施する。
 - 3) 災害対策本部内及び自治会内、関係機関・組織等との連絡等を実施する。
- (7) 消火班
 - 1) 火災時に防火活動を実施する。
 - 2) 火災発生時の初期消火活動及び延焼防止の支援活動を実施する。
- (8) 救出救護班
 - 1) 被災者の救出・救助・救護活動を実施する。
 - 2) 負傷者・疾病者等の救出
- (9) 工作班
 - 1) 災害対策本部のテント設営、工作班が管理する資機材の設置を行う。
 - 2) 救出・救護班の支援を行う。
 - 3) 工作隊として防災活動に必要な資機材等の確保・補充・管理を行う。
- (10) 避難・誘導班
 - 1) 被災者を一時避難場所（自治会集会所）、滝の沢小学校避難施設、広域避難施設等指定場所へ誘導する。
 - 2) 住民が避難する際の誘導、支援を実施する。
- (11) 給食・給水班
 - 1) 被災者へ食料・水を供給する。
 - 2) 避難者へ食糧・水を供給する。
 - 3) 滝の沢小学校等の避難施設から各種物資を受領し、必要箇所、人に配給する。
- (12) 避難行動要支援者対応班
 - 1) 避難行動要支援者を避難させる為の対応にあたる。
 - 2) 在宅避難者への支援を実施する。
- (13) 共通事項
 - 1) 各グループ、各班は災害対策本部の指示に従い、必要な活動を的確に行う。
 - 2) 災害対策本部の設営、必要な資機材の設置及び維持は全隊員が協力して、効率的に実施する。
 - 3) 災害対策本部は、災害対策隊の役務に含まれない事項について、自治会役員会と協議する。
 - 4) 避難住民が安全で安心して居住できる生活基盤を確保する。
 - 5) 地震等の発生後における住居の保安、防災を確保する。
 - 6) 各班は、災害対策等に持ち出した担当資機材については、災害が収束後に数量確認と機能点検を実施し、使用できる状態にして防災倉庫に戻すこと。

(災害対策隊の組織運営)

第9条 災害対策隊の組織運営について

災害対策隊は指揮命令系統及び職務権限を明確にするため、災害対策組織編成表を作成する。

災害対策隊は自治会の役員改選に合わせて、必ず見直し、再編を行う。

(1) 災害対策本部

隊長、副隊長、顧問、事務局グループ、全班の正副班長で構成する。

(2) 災害対策隊全体組織

災害対策隊全体組織は隊長、副隊長、顧問、事務局グループ、全ての正副班長及びスタッフで構成する。

(3) 災害対策隊の会議

1) 災害対策隊幹部会議

- ① 構成メンバー：隊長、副隊長、顧問、事務局グループ
- ② 開催時期：随時とする。
- ③ 目的：災害対策活動の企画、立案、調整、推進等について

2) 災害対策隊運営委員会

- ① 構成メンバー：隊長、副隊長、顧問、事務局グループ、正副班長
- ② 開催時期：災害対策の活動内容に沿って開催する。
- ③ 目的：災害対策隊の組織活動の推進等について

3) 災害対策隊全体会議

- ① 構成メンバー：隊長以下、全隊員とする。
- ② 開催時期：活動計画に沿って開催する。
- ③ 目的：災害対策隊の組織活動の具体化と実施等について

4) 隊長が該当会議に必要と判断し、参加を要請した人の参加を可能とする。

5) 会議の招集・運営等について

- ① 災害対策隊幹部会議、運営委員会、全体会議等について
 - ・ 会議等の招集は自治会長（災害対策隊長）が行う。
 - ・ 会議の案内は防犯防災部長（災害対策隊副隊長）が行う。
 - ・ 会議の運営は防犯防災部長（災害対策隊副隊長）が行う。
 - ・ 会議の記録、議事録は事務局グループが行う。
- ② 諸会議の実施内容は各責任者から災害対策隊会議等で報告する。

(災害対策隊の行動計画)

第10条 災害対策隊の災害対策行動計画について

(1) 災害発生に伴い、災害対策隊としての任務及び活動内容を整理し、組織としての対応を明確にして実行する。

- 1) 住民の安否確認、人命の確保を最優先に取り組む。
- 2) 住民の安全・安心を確保するために優先すべき事項、重要性を確認して推進する。
- 3) 災害対策隊組織は災害対策隊及び全住民が連携し、一体となって円滑に推進する。

(2) 災害対策実行計画の手続きと報告について

- 1) 災害対策隊の活動は、災害対策隊長の指揮下とする。
- 2) 災害対策実行計画は、災害対策隊で立案後、防犯防災部長に提出する。
- 3) 防犯防災部長は役員会で承認後、実行する。
- 4) 防犯防災部長は災害が収束し、整理がついた段階で、活動内容等を当該時期の総会で報告する。

(運営経費)

第11条 災害対策隊の運営に要する経費については、次の通りとする。

- (1) 災害対策に関わる、一切の経費は自主防災組織規程の(経費)第9条に基づくものとする。
- (2) 災害対策の実行に伴う予算の執行、管理は防犯防災部長が自治会の会計と確認して進める。
- (3) 災害対策隊の活動に伴う経費の収支状況を自治会役員会に報告する。

(規定類の改廃)

第12条 本規定の改廃は自主防災隊で審議、決定し、自治会役員会で承認する。
通常総会に於いて報告するものとする。

<附 則>

第1条 本規定は平成30年3月末総会で承認後、4月1日より発効とする。

第2条 本規定は毎年12月に自主防災隊運営員会で定期見直しを行う。
改訂が必要時は第12条の規定類の改廃手続きに基づき実施する。

<解説>

1. 大地震等災害発生の非常時には自主防災隊の組織及び活動内容は緊急を要する事態となることを考慮して、組織運営を行う。
2. 非常時に自主防災隊規定の改訂、且つ承認等で緊急を要する場合は、自主防災隊で審議、決定後、自治会役員会の承認により発効とする。
但し、後日総会で報告するものとする。